主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人角田俊次郎上告趣意について。

本件のごとく、物價統制令第三条違反の行為があつた後に、同令に基き價格等の統制額を指定した物價庁告示が廃止されても、舊刑訴三六三条にいわゆる「犯罪後 ノ法令二因リ刑ノ廃止アリタルトキ」にあたらないことは当裁判所の判例の示すと ころである。(昭和二三年(れ)八〇〇号同二五年一〇月一一日大法廷判決)され ば論旨は理由がない。

よつて、刑訴施行法二条、舊刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官松本武裕関与

昭和二六年二月一六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	\] \	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官